

## 住居の不可侵と行政調査権（最大判1955年4月27日刑 集9巻5号924頁）

南野， 森

<https://hdl.handle.net/2324/25626>

---

出版情報：2012-08  
バージョン：  
権利関係：

# 住居の不可侵と行政調査権

143 最大判昭和30・4・27刑集九卷五号九二四頁

関連条文 憲法三五条、国犯法三条一項

## 国税犯則取締法三条一項は憲法三五条に違反するか。

### 事実

焼酎等の密造の幫助をした被告人が、国犯法三条一項による収税官吏の差押えに基づく顛末書により原審が事実を認定したのに対し、裁判官の令状なく差押えることを認める同項は憲法三五条に違反するなど主張して上告した。

### 裁判所の見解

「憲法三五条は同法三三条の場合を除外して住居、書類及び所持品につき侵入、搜索及び押収を受けることのない権利を保障している。この法意は同法三三条による不逮捕の保障の存しない場合においては搜索押収等を受けることのない権利も亦保障されなことを明らかにしたもので、「三五条の保障も亦現行犯の場合には及ばない」。

「それ故少くとも現行犯の場合に限る限り、法律が司法官憲によらずまた司法官憲の発した令状によらずその犯行の現場において搜索、押収等をなし得べきことを規定したからとて、立法政策上の問題に過ぎないのであり」憲法問題は生じない。

### 解説

本判決は、憲法三五条が保障する無令状で住居侵入・搜索押収を受けない権利が除外される「三三条の場合」とは「三三条による不逮捕の保障の存しない場合」のことであることを明らかにした判決である。この点につき学説には、「憲法は人の身体の自由と住居や所持品の不可侵とを区

別して令状主義によって保護しており、前者の制約である逮捕の際には当然に後者の制約ができると解することは、三五条の保障を空洞化することになる」として「三三条の場合」を現行犯逮捕の場合に限定すべきとする説（辻村二七五頁）のほか、通説的見解として、本判決の入江裁判官の補足意見や藤田裁判官の少数意見のように、現行犯逮捕であれ令状逮捕であれ現実逮捕する場合に限定すべきとする説（注解二二〇頁（佐藤）、野中ほか一四二四頁（高橋）、刑訴法二二〇条一項参照）もあるが、本判決は、少なくとも現行犯については、逮捕の有無にかかわらず犯行現場での無令状の搜索押収を認めたことになる。

本判決の多数意見は、憲法三五条が非刑事手続に適用されるか否かについては述べていないが、齋藤・小林両裁判官の補足意見及び入江裁判官の補足意見は、同条は刑事手続に関する規定であり国犯法三条には適用がないとし、栗山裁判官の補足意見は国犯法三条は実質上刑事手続で憲法三五条の適用があるとしたうえで合憲とし、藤田少数意見は多分に刑事手続の性格を有するので憲法三五条の適用があり違憲とするなど、個別意見で判断が分かれている。この問題につき最高裁はその後、いわゆる川崎民商事件判決（145判決）において、刑事責任追及を目的とするものでないとの理由のみで当該手続を憲法三五条の保障の枠外とすることは相当でないとした。

▼評釈——新井誠・百選Ⅱ124、水野忠恒・行百Ⅰ105